

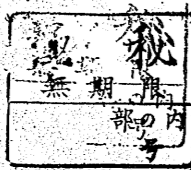
# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>

(7) 岡部 沖繩北方対策庁長官に対する 沖繩請求権内題フリーゾーン

(昭和46年4月7日)



条約局長

北米一課長

条約課長

法規課長

対策庁長官に対する沖縄請求権問題

ブリーフィング (メモ)

46.4.7

条規鈴木

おめいさ

中島条約課長は、4月7日午前、沖縄北方対策庁に

岡部長官を往訪の上、沖縄の請求権問題に関する対米交渉の

現状と見通しを説明するとともに国内対応策につき早急に検討

方を要請した。(当方説明の内容は去る4月1日の関係各省庁間

打ち合せの際の説明とほぼ同趣旨) <sup>その際、先程条約中</sup> ~~を~~ <sup>を</sup> 気付きの点

下記の通り。(対策庁側より岡田総務部長、田辺調整部長

及び渡辺総務事務官が、また、外務省側から米北1佐藤事務官

及び条規鈴木が同席した。)

GA-6

外務省

記

1. 当方の説明に対し、岡部長官より、通損補償は、現地の  
 の実定法上根拠がないからといって、対米交渉で押し返し  
 得ないと思われ、直ちに考える必要はなく、仮にこれが自然法上の  
 法の一般原則といつてもものに照らし当然認められるもので  
 あるとすれば、十分問題とし得る筈だから、この観点から  
 外務省においても、米国をはじめ各国の法制で本件がいつか  
 に扱われているか調査しおかれた旨の発言があった。これ  
 に対し、中島課長より、過去20数年間にわたる通常損害  
 があつたかは事実上解明不可能につき、いつかにしても  
 対米交渉のベースには乗せ得ないと思ふが、国会等に対する

GA-6

外務省

説明の必要もあろうから、各国法制の調査には努めるべき旨

~~述べ、~~  
~~述べた。~~

2. 岡部長官より、米側は講和前補償の際、当時の関係者

が議会に対しこれで全部解決したと言質を与えている事

情に言及している趣なるも、右は、米側が今回の請求権向

題解決のため財政支出をしなくてはならない理由にはなら

ない旨発言あり、中島課長より、右は米側の非公式な感觸

という程度に過ぎず、公式見解は何等表明されていない旨

説明した。

3. 田辺部長<sup>より</sup>より、国内対抗策といつても、外務省がすべての

請求項目につき対米交渉で全力を尽したということではな

日本政府の財政支出も止むべしとの結論にはつながらず難

面があり、また、被害者には金を払うべきだが、日本政府が負

担するのはおかしいとの議論も予想される旨発言があった。

これに対し、中島課長より、対米交渉の際、日本政府が何

取り上げ、プッシュしたかを明らかにすれば、米側には解決

が得られなかった場合は、当然日本政府には返戻されて来

るので大蔵省も強く反対している旨説明した。